

火災により生じた廃棄物の処理にかかる処理手数料の免除に関する取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は神戸市手数料条例第7条に規定する一般廃棄物処理手数料にかかる減免のうち、火災により生じた廃棄物の処理に関し、処理手数料の免除について免除基準・手続きを明確にし、処理手数料の免除を適正に行うことを目的とする。

(制度の趣旨)

第2条 この制度は、火災により生じた廃棄物の処理に関し、迅速に処理し地域環境の保全を図ると同時に、被災者の経済的負担を軽減することにより日常生活への復帰を援助するため設けるものとする。

(免除対象廃棄物)

第3条 火災により生じた廃棄物のうち別表に示すものを、処理手数料の免除対象廃棄物とする。
2 この要綱によりがたい場合は、別途環境局長が定める。

(免除対象者)

第4条 第2条の趣旨に基づき、処理手数料の免除を受けることができる者は、被災前に、当該居住の用に供する家屋又は家屋のうち居住の用に供する部分のあるもの（以下「住宅」という。）に現に居住していた者のみとする。

(申請手続)

第5条 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処理費用の減免申請書に関する要綱に定める手続きにより、処理手数料の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 火災発生地所轄の消防署長が発行する被災証明書
- (2) 自己所有の住宅の場合は、固定資産税課税台帳登録証明書等当該住宅が自己所有であることを証明するもの
- (3) 住民票の写等申請者が現に当該住宅に居住していたことを証明するもの

2 前項の申請者は、火災発生後1月以内に申請しなければならない。ただし、やむを得ぬ事情がある場合は、この限りでない。

(調査)

第6条 環境局長は、減免申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討し、必要な場合、被害の状況等について調査を行う。

(免除の決定)

第7条 環境局長は、前条に規定する検討・調査に基づき免除の範囲を決定する。

2 免除の対象とする廃棄物の量の算定は、別表の基準以内で行う。

(承認券の交付)

第8条 環境局長は、前条により算定した廃棄物の量に応じ、以下の表示をした布施畑環境センター廃棄物処理承認券（以下「処理手数料免除承認券」という。）を申請者に交付する。

- (1) 「火災による処理手数料免除」の表示
- (2) 被災者の氏名及び発生場所の表示
- (3) ごみ種の表示
- (4) 搬入者コードの表示
- (5) 取扱い担当者の押印
- (6) 1枚につき2トンの処理手数料を免除する旨の表示
- (7) 処理手数料免除承認券の有効期限

2 処理手数料免除承認券1枚につき2トンの処理手数料を免除する。ただし、積載量が2トン未満の場合は、その積載量分の処理手数料を免除するものとする。

3 処理手数料免除承認券の有効期間は交付した日から7日以内とする。なお、不要となった承認券は返却すること。

(処理手数料免除承認券の再交付)

第9条 申請者は、処理手数料免除承認券に不足が生じたときは、第7条第2項に規定する算定基準より算出された廃棄物の量の範囲内で再申請することができる。この場合、第5条第1項に規定するり災証明書等の添付は省略することができる。

2 処理手数料免除承認券の交付を受けた場合において、やむを得ぬ事情により廃棄物のすべてについて当該承認券に記載された有効期限内での搬入が不可能となったときは、再申請することができる。この場合においても、第5条第1項に規定するり災証明書等の添付は省略することができる。

3 処理手数料免除承認券の交付を受けた場合において、やむを得ぬ事情により廃棄物の一部について当該承認券に記載された有効期限内での搬入が不可能になったときは、有効期限を1週間延長することを申請することができる。この場合においても第5条第1項に規定するり災証明書等の添付は省略することができる。

(処理手数料免除承認券の不正使用)

第10条 処理手数料免除承認券を火災により生じた廃棄物以外の廃棄物の搬入、火災現場以外から排出された廃棄物の搬入等不正に使用したときは、搬入を禁止し、当該処理手数料免除承認券を当該不正使用者から回収する。

2 前項の規定にかかわらず、環境局長が必要と認める場合は、神戸市手数料条例別表第1に定められた処理手数料を徴収し、搬入を認める場合がある。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月27日から施行する。

別 表

			免除対象者	免除対象廃棄物	免除対象限度額
専用住宅	自己所有	1 主たる住居として居住しているもの	所有者	家屋廃材 家財道具	30 トン以内に相当する処理手数料
		2 同上床面積が 35 ㎡以下のもの			6 トン以内に相当する処理手数料
		3 同上R C造, マンション等		家財道具	6 トン以内に相当する処理手数料
		4 同上 35 ㎡以下のもの			2 トン以内に相当する処理手数料
	賃貸住宅	5 居住部分の専有面積が 35 ㎡未満のもの	居住者	家財道具	2 トン以内に相当する処理手数料
		6 居住部分の専有面積が 35 ㎡以上のもの			6 トン以内に相当する処理手数料
併用住宅 ― 店舗付住宅等	自己所有	7 専用住宅に準拠 (上記 1～4) *面積は住居部分に限る	同 左	同 左	同 左
		賃貸住宅	居住者	家財道具	2 トン以内に相当する処理手数料
	9 居住部分の専有面積が 35 ㎡以上のもの				6 トン以内に相当する処理手数料

注：いずれの場合も火災に関連して行う、り災部分以外の改修改築工事のための解体材、廃材は除く。